

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：県民生活行政費

事業名 消費者教育教員研修開催費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 県民生活課 消費生活安全係

電話番号：058-272-1111 (内 2985) E-mail：c11261@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 451千円 (前年度予算額：451千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	451	451	0	0	0	0	0	0	0
要求額	451	451	0	0	0	0	0	0	0
決定額	451	451	0	0	0	0	0	0	0

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・岐阜県消費者施策推進指針に基づき、幼児期から高齢期までの各段階に応じ、消費者教育を体系的に実施していくため、学校教育における消費者教育の充実に取り組んでいく必要がある。
- ・消費者教育を担う教員が消費者教育の内容とその重要性を理解し、子どもが身につけるべき力を認識したうえで、授業を行う必要がある。
- ・国の「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」の中で、教員に対する研修の推進に取り組むとしている。

(2) 事業内容

幼稚園、小・中・高等学校の家庭科等の教員を対象に、消費者教育の視点、授業展開、授業実践例の紹介など消費者教育の授業に役立つ研修を実施する。

・幼稚園教員対象

幼児期に身につけるべき消費者力とは、教材を活用した授業実践

・小学校教員対象

子どもが身につけるべき消費者力とは、インターネットの危険性等

・中学校教員対象

消費者教育の視点、中学校家庭科における授業展開、実践事例紹介等

- ・ 高校教員対象
消費者教育の視点、高校家庭科における授業展開、実践事例紹介等

(3) 県負担・補助率の考え方

岐阜県消費者施策推進指針に掲げられている事業であり、県下全域の学校関係者への研修であるため、県実施が必要である。

(4) 類似事業の有無

なし

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	208	講師謝金
旅費	120	講師費用弁償
消耗品費	36	資材購入費等
委託料	87	研修委託
合計	451	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- 【「清流の国ぎふ」創生総合戦略】
- 2 健やかで安らかな地域づくり
 - (2) 安らかに暮らせる地域
 - 3 犯罪・交通事故防止の推進
- 【岐阜県消費者施策推進指針】
- 1 消費者教育・啓発

(2) 国・他県の状況

- ・ 消費者教育推進法が平成 24 年 12 月に施行されたことを受け、国及び他県が消費者教育を推進

(3) 後年度の財政負担

- ・ 研修受講者数の推移を見ながら事業の継続性について検証する。

事業評価調書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

子どもたちが「自立した消費者」となるよう支援するため、幼稚園、小・中学校及び高等学校の教員に対して、消費者教育の授業に役立つ研修を実施し、教員の資質向上を図る。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業 開始前	指標の推移		現在値	目 標	達成率
		(前々年度末時点)				
消費者教育教員研修 参加人数（年間）	- (H26)	1,418 人 (H29)	192 人 (H30)	205 人 (R1)	200 人 (R6)	102.5%

○指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

県教育委員会学校支援課や小・中・高等学校の家庭科教員で構成する教育研究会家庭科部会と連携して、消費者教育の実践事例の紹介等を行った。

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

小・中・高等学校の社会科・家庭科教員が消費者教育の重要性と子どもが身につけるべき力を認識し、消費者教育の授業を行うことができた。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い 	
(評価) ○	消費者教育は早期に行うことが重要であり、児童・生徒に対して消費者教育を教える立場にある教員に対する研修を行うことは効果的である。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) ○	消費者教育に精通している専門家による講義であり、家庭科等の教員が、消費者教育の重要性と児童・生徒が身につけるべき力を認識したうえで、授業を行うことができる。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある 	
(評価) ○	授業実践に役立つ研修を小・中・高等学校の段階別実施することで、効果的に消費者教育を推進することができる。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 全ての小・中学校及び高等学校の教員が、児童・生徒が社会人になる前の消費者教育の重要性を認識し、効果的な授業ができるよう、研修内容の充実を図る必要がある。
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 次年度以降は他教科での実施を検討するとともに、事例紹介、授業評価等実践に重点を置いた研修を実施する。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由や期待する効果 など	